宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK 新進堂

宇治市の人口
(38年10月31日現在)

世帯数	14.243世帯
人口	56.587人
男	29.281人
女	27.306人

10月市人口の動き
出生98人　死亡31人
結婚83組　離婚5組

市域の面積
67.29平方キロメートル

天ケ瀬上水道 導水管を布設
市営水道も共同工事で

去る十一月二十五日から、宇治川左岸府道宇治瀬田線の塔ノ川附近から白川浜の間で、水道管の布設工事が始められた。

これは、宇治市、城陽町、久御山町、八幡町など南山城地域発展の原動力となる府営天ケ瀬上水道の幹線導水管と、宇治市上水道の配水管を同時に布設するもの。

延長はいずれも六百九十六㍍であるが、府営天ケ瀬上水道の導水管は水源池の天ケ瀬ダムから宇治下居の高台にある浄水場まで通ずる管の一部で、口径が百㍊の鋳鉄管ときすがに大きいもの、市営上水道の配水管は宇治市上水道拡張計画による白川地区への配水管の一部で、口径百㍊の鋳鉄管となっている。

この工事は、当初、府道宇治瀬田線を通行止にしたうえ同道路の中央を掘って施工する予定であったが、市内白川地区、志津川地区住民ばかりでなく宇治田原町住民らの足を奪うことから、府営天ケ瀬上水道、宇治上水工営所、宇治警察署、宇治市水道課、宇治市消防本部の関係者と関係民、京阪宇治交通らとの間で再三善後策について協議が開かれた結果、同道路の川辺の路肩を掘って、歩行者はもちろん自動車の片側通行を確保しながら工事をすることになったもの。さらに生長の家附近から塔ノ川喜撰橋までは、川の中に仮道路をつくって通動、通学者など十一月二十五日から、宇治川左岸府道宇治瀬田線の塔ノ川附近から白川浜の間で、水道管の布設工事が始められた。

これは、宇治市、城陽町、久御山町、八幡町など南山城地域発展の原動力となる府営天ケ瀬上水道の幹線導水管と、宇治市上水道の配水管を同時に布設するもの。

延長はいずれも六百九十六㍍であるが、府営天ケ瀬上水道の導水管は水源池の天ケ瀬ダムから宇治下居の高台にある浄水場まで通ずる管の一部で、口径百㍊の鋳鉄管ときすがに大きいもの、市営上水道の配水管は宇治市上水道拡張計画による白川地区への配水管の一部で、口径百㍊の鋳鉄管となっている。

この工事は、当初、府道宇治瀬田線を通行止にしたうえ同道路の中央を掘って施工する予定であったが、市内白川地区、志津川地区住民ばかりでなく宇治田原町住民らの足を奪うことから、府営天ケ瀬上水道、宇治上水工営所、宇治警察署、宇治市水道課、宇治市消防本部の関係者と関係民、京阪宇治交通らとの間で再三善後策について協議が開かれた結果、同道路の川辺の路肩を掘って、歩行者はもちろん自動車の片側通行を確保しながら工事をすることになったもの。さらに生長の家附近から塔ノ川喜撰橋までは、川の中に仮道路をつくって通動、通学者など通行人に迷わくにならないよう十分気が配られている。小学生の登下校時には、現場の作業員が赤い旗を持ち附き添って通行の安全をはかるなど、工事関係者の努力も一しお大きい。

工費は、府営天ケ瀬上水道導水管布設工事が約三百万円、市営上水道配水管工事が三百九十万円で、いずれも来春三月末に完成する予定。

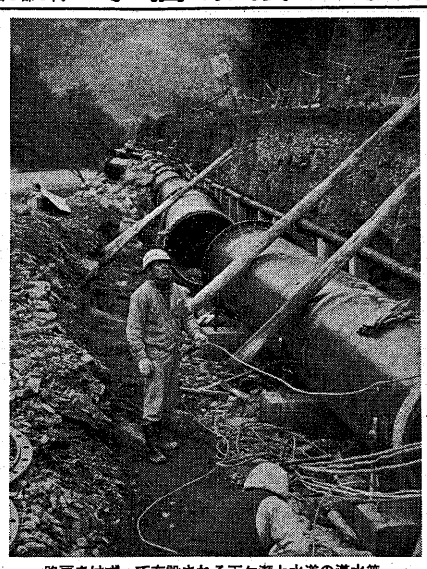
路肩をけずって布設される天ケ瀬上水道の導水管

流末処理場へ向う井川排水管の布設工事

都計道路近く舗装
排水路工事も進む

都市建設課では、宇治市の都市計画道路として昭和三十二年度から建設中の宇治橋岩森線（巾員十八㍍、延長約四百五十三㍍）のうち、宇治橋四詰から市道妙楽北内線との交差点まで延長約三百㍍の車道（巾員十㍍）を舗装することになった。

これに先立ち、去る十一月上旬から同道路両側に各々四㍍の歩道と、歩道に並行して道路内側に側溝をつくっている。

車道の舗装は、来年一月中旬ごろ着工し、三月下旬完成の予定。今年度の事業費は、道路築造と舗装をあわせて約六百万円。この車道の舗装が完成すると、市内中心部のはげしい交通量も一部緩和されることになろう。来年度以降は同道路を国鉄宇治駅まで延長、駅前広場もつくることになる。

◇

また、昭和三十五年度から着工した都市下水路井川排水路改修事業も順調に進み、すでに同計画総延長千五十一㍍のうち起点の宇治川右岸平等院附近の水取入口から旧宇治地区の市街地を経て日本レイヨン宇治工場のろ化槽北端附近まで延長約九百五十㍍の工事を終え、今年度は同地点から宇治川左岸堤防下、同排水路流末ポンプ場建設地点まで延長百㍍の間に直径百三十三㍊の下水管を埋設することとなった。工事は十一月上旬から始められ、来年三月には完成する。事業費は、用地費を含めて約七百二十八万円。

この事業は、後、下水を宇治川へ放出する流末処理場の建設を待って完成するもので、市街地の浸水が解消するのも間近となった。

都市建設課では、これらの工事施工にあたって、道路制限などで各方面に迷惑をかけますが、みなさんのご協力をいただきたいと望んでいる。

共同募金ありがとう

昭和三十八年度共同募金は、市民のみなさんのご理解とご協力によって、別記のような好成績をあげることができました。ここにつつしんで厚くお礼申し上げます。

なお、各町内会、婦・バッ募金人会の方がたら募金関係者に対しましても深く感謝の意を表します

募金はまだ全部完了しておりませんので、十二月三十日現在の中間結果を次に報告いたします。

中間結果

戸別募金	七五八、八一二円
大口募金	一九六、五〇〇円
学校職域募金	五六、五三二円
街頭募金	一〇、八三〇円
合計	三三、八七〇円
目標額に対し	一一四・七％

京都府共同募金宇治支会長　新庄義信

国保補助金増額を要望
近畿市長会に提案

去る十月三十日、第20回近畿市長会総会が紀伊田辺市において開催され、近畿二府四県七十五市の市長が出席した。宇治市からは中村助役が出席、この会議に国民健康保険事業に対する国庫負担を増額せよという提案を行ない、最近の国民健康保険制度改正等に伴う医療費の増加と、事務の複雑化等により、市が国民健康保険事業運営に苦慮している現状を強く訴えについて現在運動を進めている。

満場一致で議決され、今後国民健康保険事業の財政難緩和の方法を政府が早急に措置するよう、近畿市長会として強く政府に働きかけることになった。また、国民健康保険中央会、全国国民健康保険団体連合会においても、「国保制度改革推進委員会」を組織して全額保険料に対する七割給付の実施等と併せて国庫負担の増額獲得について現在運動を進めている。

消防本部が年末警戒

宇治市の消防署、消防団では、年末の火気取締のため、きたる十二月二十八日から三十日まで三日間、市内の年末警戒にあたります。

この間、消防署では署員が交代で市内全域を巡察、市長、助役らも同乗、また消防団では団員が市内二十四カ所につめて厳重に警戒にあたります。

年末はもちつきや正月の準備などで何かとせわしくなり、火の始末もおろそかになりがちです。家庭でも、職場でも、お互いに火の使用に十分注意をいたしましょう。

（宇治市消防本部）

愛の泉

毎月「恵まれない人びとに差し上げて下さい」と、心をこめた寄附金品がたくさん寄せられていますが、十一月中に当協議会へ寄せられたものは、次のとおりです。

▽十一月一日　「平和の鳩」から百円（二十七回目、宇治警察署経由）

▽十一月十二日　市内宇治里尻七二、長野松太郎さん（62才）から千円

▽十一月二十五日　市内広野町西裏八九、勝村清治さん（54才）から一万円

▽十一月二十七日　市内広野町一里山、和田貫久さん（63才）から三千八百二十円（名南タイムス社経由）

▽十一月二十八日　市内五ケ庄天林、木村喜多助さん（65才）から子供用衣類数十点、市内開町三九、大口孝子ちゃん（8才）から三百円（宇治警察署経由）

これらの寄附金品は、市内の恵まれない方がたにおくり役立たせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

（宇治市社会福祉協議会）

年末滞納一掃
月間のお願い

今年もはや師走を迎え、一日一日が心せわしい日々となりましたみなさまのご家庭でも、新春を前に今年一年の締めくくりにおいそがしいことと思います。

税務課では、日ごろ徴収率確保のための努力をしておりますが、幸いに市民のみなさんのご理解、ご協力により徴収成績もだんだん向上しており、昨年度分は五月末決算において、市発足以来の好成績を収めることができました。これはひとえに市政に対するみなさんの熱意の賜ものと、深く感謝にたえません。しかし徴収成績がよくなったとはいえ他の市町村と比べるとなお多少とも及ばぬ状況で、将来市の発展のためにもさらに徴収率の向上が要望されるところから、市民のみなさん方の今一層のご協力をお願いする次第です。

このため税務課では十月中旬から滞納者の事務整理を完了し、催告状を順次発付中ですが、催告状がお手許に届きましたら、ぜひ期日中に納付下さるようお願いいたします。もし期日までに納付されず、また何の連絡もない方については、他の納税者との均衡上やむを得ず滞納処分をいたさなければなりません。

分納もできます

病気、失業、その他特別の理由があって滞納中の方にも催告状が届きますが、このような方については分納等の相談にも応じますから、どうかご遠慮なくご相談において下さい。

今一度お手許に、未納の税金があるかどうかお調べ下さいまして未納のある方は十二月三十日までに納付していただきますよう格段のご協力をお願いいたします。

十二月中は十曜、日曜日も市役所税務課において納税の取扱いをいたしております。（税務課）

年末年始のご用は

市役所の年末業務は、次のとおりです。

一般業務は、税務課を除き、十二月二十八日午前中で用納めになります。ご用のある方は、なるべく早目におこし下さい。

税務課のみ十二月三十日午後五時まで、土、日曜日とも平日なみに勤務し、税金を納めていただく方のお取扱いをいたします。

このほか、厚生課清掃係は、十二月三十日まで市内のゴミ収集に従事します。

新年のご用始めは一月四日、厚生課清掃係のゴミ収集は一月六日から始めます。

新春の出初式

新年恒例の宇治市消防出初式は一月七日午前十時から塔ノ島で行なわれます。一般のご観覧を歓迎します。

行政相談は

〝お役所仕事〟について、あなたが困っておられることを親身にお世話するのが、行政相談委員と行政監察局の役目です。

無料 ― 親切 ― 秘密

行政相談委員　宇治市宇治一番137　上林種太郎
行政監察局　京都市中京区御池通西洞院　(22)0570

みんなで明るいお正月を

歳末たすけあい運動にご協力をお願いします。

集まったお金やお米は、年内に気の毒な人たちにとどけられます。

宇治市社会福祉協議会　宇治市民生児童委員協議会
宇治市連合婦人会　宇治市

償却資産の申告は

毎年一月、税務課へ

償却資産の申告は、毎年一月です。

償却資産とは、土地、家屋及び自動車税の対象となっているものを除いた資産で事業に使っているものです。

たとえば次のようなものが、償却資産として固定資産税の対象になります。

①機械物（鍛冶、乾燥など）
②機械及び装置（工作機械、印刷機、裁断機、ボイラー、クーラー、配電盤、乾燥機など）
③船舶
④車両運搬具（自動車税の対象となるものを除いたもので、オートリフト、一輪車、軽うん機など）
⑤工具、器具、備品（御定工具、旅館の寝具など営業用備品、陳列棚、事務用器具、計算機、理容器具など）

これらの事業用資産の所有者は地方税法の規定により、毎年一月一日現在の所有資産について、一月三十一日までに税務課固定資産税係へ申告をして下さい。

税務課では、すでに各事業所や営業所へ申告用紙を送付していますが、まだ届いていない方は至急ご連絡下さい。また、申告について不明の点は、固定資産税係へご照会下さい。

（税務課）

ハンコも財産

登録は本人が

本市に住民登録をしない場合、たとえば夫婦、親子、兄弟の間柄でも、委任状がなければ市役所へ印かん（ハンコ）を登録すると、その印かんは実印となります。この印かんは、大切にしなければなりません。

印かん登録をしたり、印かん証明書をうける場合は、必ず自分でするようにして下さい。病気などでやむを得ず自分でできない場合は必ず本人が来ていただくことです。

（市民課）

代理人が委任状により印かん登録をした場合、後から本人あての印かんは実印に届出のあったことの照合書を差し出し、確認することになっています。その場合、ご不審があれば、すぐ係まで申出をして下さいます。

印かん証明は、登録されてあれば、本人でも委任状を持った代理人でもその日にうけられますが、印かん登録をしたその日に証明をうけたいという場合は、本人でないとできませんから、お急ぎの場合は必ず本人が来ていただくようにして下さい。

市会傍聴の心得

去る九月定例市会から新庁舎議場で会議が開かれることになりました。九月定例市会の傍聴者は約百人（市会事務局調べ）で、今後市会の傍聴者が増えることと思われますので、傍聴者心得ともいうべきものを「宇治市議会傍聴人取締規則」のなかから拾ってみました。

①会議を傍聴される方は、受付係にことろと名前を告げて許可をうけて下さい。
②議場では、首まきや帽子、外とうなどはとって下さい。
③棒切れや大きな荷物を持って入ることはできません。
④議員の言論について、批評したり賛否を表す言動をしてはなりません。
⑤傍聴者は飲食してはなりません。
⑥みだりに議場に出入りしたり、議場できさいなどしてはなりません。
⑦次の人は、議場に入ることができません。
◇危険の生ずるおそれのあるものを持っている者　◇飲酒めいていしている者　◇精神異常者　◇異様ないでたちをしている者

国・保・メ・モ

自動車事故にあったら

国民健康保険の被保険者の方が自動車事故や、その他第三者によってけがをつけて医者にかかられるときには、宇治市国民健康保険給付規則によって、ただちに保険年金課に届けて下さい。

今までの例によりますと、加害者との間で示談書あるいは口頭で国民健康保険を使用することが決められることがありますが、事故の状況によっては国民健康保険が使用されない場合があって、将来ご家族にも迷惑がかかることになりますので、今後十分気をつけられて事故発生と同時に届け出られるようにして下さい。

宇治市国民健康保険給付規則

（抄）

第十二条　療養の給付を受ける疾病または負傷が第三者の行為によるときは、被保険者は別記様式第九号によりその事実、第三者の氏名及び住所（氏名住所不詳のときはその旨）並びに疾病または負傷の状況等を遅滞なく届出なければならない。

毎月10日は……交通安全日

宇治市交通安全対策協議会

茶席「対鳳庵」

三月まで冬休み

ことしの市営茶席「対鳳庵」は開席以来の入席者のレコードをつくり、十二月一日から冬期休席に入った。

はじめて開席した昭和三十二年の入席者は二千百二十三名であったが、年々漸増して、今年は実に五千百八十六名となり、三千名近くの増加であった。

しかも多数の紹介（なじみ）ができて、この茶室が広く全国に知られてきたことは、なんといっても悦ばしいことである。

（家永光章記）

宇治郵便局から

払込みが遅れていませんか

簡易保険の領収帳を一度お改め下さい

郵便局では、十二月一カ月間、簡易保険の月遅れをなくする運動を行なっています。

簡易保険に加入されるなかたは保険料のお払込みが相当遅れていたりまた遅れていることにおくれつかない方がありますから、ぜひお手許の保険料領収帳を改められ遅れておりましたらいつ遅れたかということをお調べになり、この際月遅れをとりもどしていただきますようお願いいたします。

月遅れになっていますと、ともすれば契約の効力が失われるおそれがあるほか、いったん効力を失うと、被保険者の方にご病気があっても、被保険者の方にご病気があっても、大きな損失になります。

「簡易保険はお宅の財産です」

郵便局では、この財産を守りするために日夜努力をつづけています。

くわしいことは局員にお尋ねください。

前納が有利です

簡易保険は月掛が建てまえですが、何カ月分かをまとめてお払込みになるときは、次のとおり大幅に割引をいたします。

たとえば月掛保険料一〇〇〇円の場合

前納期間	払込料（保険料）	割引額	割引率
3カ月分	2,900円	100円	3分4厘強
6カ月分	5,500円	500円	9分強
1年分	11,000円	1,000円	9分強
2年分	2,000円	2,000円	9分強
5年分	53,000円	7,000円	1割3分3厘強
10年分	100,000円	20,000円	2割

石油ストーブの取扱いは

ストーブの使用場所は

①転倒しない場所を選ぶこと
②販売店で使い方をよくきくこと
③脱脂綿、注意書をよくよむこと
④石油ストーブの各部、各部品を点検し、異常の有無をしらべること
⑤油もれのするもの、部品の不足したものは使わないで、販売店へ連絡すること
⑥使ってみて調子の悪いときは、販売店へ連絡すること

使用する前に

①必ず検査合格品を選ぶこと
②販売店で使い方をよくきくこと
③脱脂綿、注意書をよくよむこと
④石油ストーブの各部、各部品を点検し、異常の有無をしらべること
⑤油もれのするもの、部品の不足したものは使わないで、販売店へ連絡すること
⑥使ってみて調子の悪いときは、販売店へ連絡すること

近年暖房用器具として石油ストーブが多く利用されていますが、取扱上の不注意から火事を起こしている例がよく見受けられます。石油ストーブの使用にあたっては次のことがらによく注意して、火災事故を防止いたしましょう。

給油するときは

①油は必ず良質の白灯油を使うこと
②ガソリンは絶対に使わないこと
③給油は必ず火を消してから行なうこと
④給油には備えつけの漏斗かポンプを用いて、油をこぼさないようにすること
⑤こぼれた油は必ずふきとること
⑥油量計に注意し、規定線以上に油を入れないこと
⑦給油がすんだら、タンクの口金はかたく締めること

ストーブの使用中は

①点火に用いたマッチのすりかからは、ストーブの中や受皿に捨てないこと
②受台に紙やボロ布を捨てないこと
③点火したまま、ストーブを持ち運びしないこと
④油が空になるまで使わないこと
⑤点火中のストーブからはなれるときは、必ず火を消すこと
⑥水滴や湯こぼれに注意すること
⑦点火したら燃焼筒を正しい位置に固定し、燃焼中は燃焼筒を持ち上げないこと
⑧使用中は子供の動作に注意し、燃え易いものが触れないようにすること
⑨万一に備え、消火器を用意することが望ましい

油の保管は

①油の容器は、必ず密栓、密封すること
②必要量以上に油を購入、保管しないこと
③しんは長く使うと燃焼して悪くなるので取り替えること
④蒸発式のストーブにあっては、フィルターのゴミや水をときどき取り除くこと
⑤湯こぼれしたときは、しん座を清掃し、水分を取り除くこと

ストーブの取扱いは

①ストーブの近くやその他火気の近くに油を置かないこと
②ガソリンや他の油と間違わないように明示しておくこと
③ストーブの近くやその他火気の近くに油を置かないこと
④ガソリンや他の油と間違わないように明示しておくこと

ストーブの手入れは

①危険器具を清掃しておくこと
②各部、各部品が故障したり破損したときは、そのまま使わないで、販売店に連絡し、修理すること

火災になったら

①異状燃焼が起きたときは、あわてずバルブを締めること
②火災になったときは、消火器で消すこと。消火器がない場合は間があるとそこから火を吹く。ふとんを上から水をかけること。ふとんをかぶせてすべて開けると再燃するから、少なくとも五分以上かぶせておき、完全に消火したかどうかを確めること
③異状燃焼が起きたとき、あわててストーブを持ち運んだりすると、そのときの衝撃でかえって災が大きくなり、下に落として一瞬にして火災になった例が多いので注意すること。

（宇治市消防本部）

歳末用心六か条

十二月は外出する機会が多くなり、また、忘年会などで帰宅する時間のおそくなることもあろう。特別警戒は行われるが、次の防犯心得六か条に各人が留意したいものである。

一、押し売り＝うっかり同情は禁物。居間の強盗になりかねないから一人でする事としない。

二、しのび込み＝外出の際は金銭や貴重品はカギのかかるところに分散しておく。家を長時間あける時には、近所の交番にパトロールのときに念を入れてもらうように依頼する。

三、ゆすり＝弱みを寄附とか無理に近月掛をかけられて金銭を強要するようなものがあったら警察に届けること。

四、かっぱらい＝酔って道たち駅に寝ていると、介抱するとみせかけてカバンやさいふを盗むものがいる。酔うてせのある人は、大事なものを持ち歩かないこと。知人に自宅まで送ってもらうこと。

五、スリ＝デパートや駅、金融機関の近くには、集団や暴力のスリが必ずいるものと仮定してポンヤリ歩かないこと。

六、詐欺＝つり銭詐欺や、にせ札貨、にせ集金人が横行するから必ず念を入れること。

除夜の鐘

大みそかの夜のことを除夜という。一年の除かれる夜という意味であり、いよいよ年の終わりの近くなった十二時少し前になると、あちこちの寺で鐘をつきはじめる。

「百八の鐘つかれて……」といわれるが、百八のほんのうを除くことになるのそで除夜の鐘といい、最後の一つきが新年になるように打つのである。古人の句に、

鐘ついてとしとしへおりる　男かな

というのがある。鐘楼に寝る時はいほど有利になりますから、ポーナスなど臨時収入または他の保険の満期保険金をご利用願いまして、この制度を有効に活用されますようお勧めいたします。

となり、前納期間が長ければ長

年越しそば

大みそかには、一年中のちりを払ったあとでそばを食べるという習慣がある。大百科事典（平凡社）の年越しの項には「この夜は、家内打ち揃い酒肴を整え、そば切りを食して去る年一年の果を祝しきたる初春の幸いを思いつつ箸をとる」とある。

形はさまざまであるが、こうした習慣は各家庭にもみられるようである。しかし、その起源については、これという確定的な説はないらしい。

やゆやはしめがく、もっともらしい説として、

「金銭のばく（箔）師が細工場に散らばった金銀の粉をかき集めてくるとき、そば湯でかたくこねたみの目の中へ敷っているものでもとれるという話がある。これにとりつけて、商売人はみずからに金銀をかき集めるというエンギから食べるようになった」

というのがある。

師走

陰暦の十二月のことを師走（しはす）という。語源は、十二月には僧を迎えて経を読ませるので、僧が裏面に走りまわるから師走月というと裏儀抄にある。この一年の最後の月ともなれば公私ともに多忙をきわめ、〝師走になりましたな……〟という表現がいかにもあわただしさを感じさせる。